

# 市町村障害保健福祉担当者会議資料

## (心の健康担当)

### (目次)

- 1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について … P 1
- 2 ひきこもり支援の推進について … P 3
- 3 自殺対策の推進について … P 17

厚生労働省より公表された障害保健福祉関係主管課長会議資料（令和3年3月12日（金）掲載）及び社会・援護局関係主管課長会議資料（令和3年3月22日（月）掲載）をもとに、項目毎に要旨を作成しております。

ページ番号は、資料右下に記載しております。

## 1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、自治体等との重層的な連携による支援体制を構築していく必要があります。

現在、県・圏域・市町村における保健・医療・福祉関係者による協議の場が設置されているところですが、それぞれの協議の場を連動させることが課題となっております。

県では、それぞれの協議内容や議論を整理・統合し、取組の方向性を企画・調整する機能を持つワーキングチームをつくり、連動させる仕組みを検討しておりますので、御協力をお願いします。

また、国では、令和2年3月に「精神障害にも対応した精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」を設置し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの基本的な考え方、重層的な連携による支援体制の構築や精神保健医療福祉及び住まい並びにピアサポート等の同システムを構成する各論について検討が行われてきましたが、今後の方向性や取組について、報告書が取りまとめられました。

国では今後、報告書に基づき精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する観点から、必要な諸制度の見直しや令和6年度からの次期医療計画・障害福祉計画への反映及び必要な財政的方策等も含め、具体的取組について検討を進めていくこととしていますが、報告書では、日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要があるとされておりますので、市町村担当者におかれましては報告書を御確認いただきたいと思っております。

※ 資料は厚生労働省のHPに掲載されています。

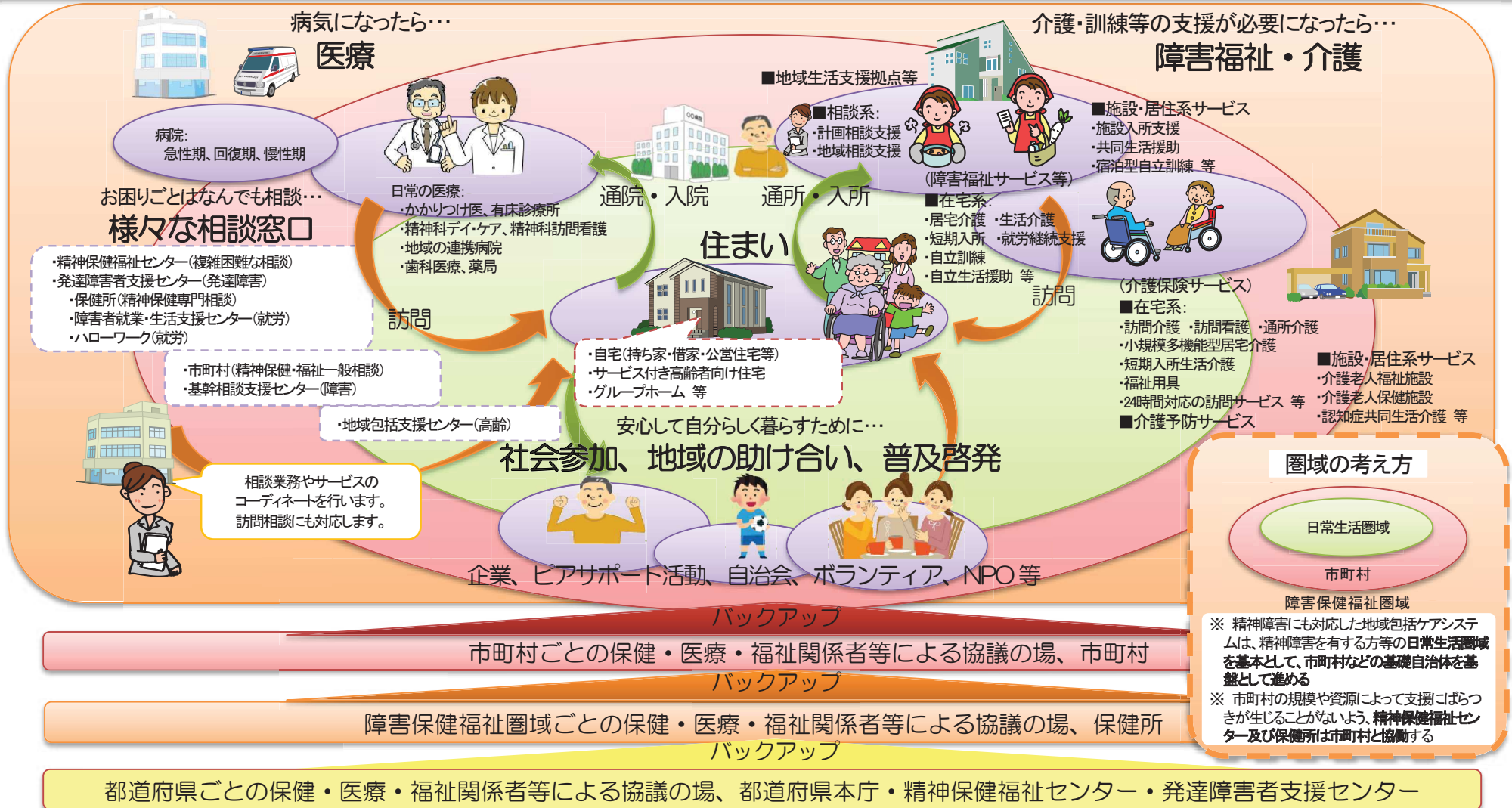
[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai\\_322988\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_322988_00007.html)

### 〈参考〉県取り組みの一例

- 協議の場の設置
  - …県精神保健福祉審議会及び県自立支援協議会地域移行部会を設置。
- ピアサポーターの活用
  - …入院中の方や病院からの退院後地域生活をしている方のうち、ピアサポーターによる支援が必要な方を対象に実施。
- 措置入院者の退院後支援
  - …措置入院された方のうち、御本人の同意をいただけた方に対して、計画を策定し、実施。
- 研修会の開催
  - …地域支援事業者や市町村、保健所等、地域生活支援に関わる方を対象に実施。
- 精神科救急医療事業
  - …早急に適切な医療が必要な方に対し24時間365日窓口を設置し、県内の精神科医療機関の御協力により精神科医療を提供。

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



## 2 ひきこもり支援の推進について

### <これまでのひきこもり支援について>

平成30年度により住民に身近な市町村におけるひきこもり支援を充実させるため、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業で、訪問支援等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施する事業を開始するとともに、ひきこもり状態にある方の早期発見や支援につなげるための支援の拠点（居場所、相談窓口づくり）や、ひきこもり支援施策に関する情報を発信する事業が創設されています。

平成31年3月の内閣府調査では、40～64歳のひきこもり状態にある方は61.3万人（推計値）に上ることが示され、より住民に身近な市町村の相談窓口として、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関において、ひきこもり状態にある方やその家族からの相談を確実に受け止め、ひきこもり状態にある方の特性を踏まえつつ、ひきこもりの状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添いながら、本人やその家族に対する丁寧な対応の徹底が図られています。

### <就職氷河期世代支援について>

令和元年5月に「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プログラム」が、令和2年12月には、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2020」が策定され、これらに基づき、政府を挙げて就職氷河期世代支援に取り組んでいく中で、ひきこもり状態にある方を念頭に置いた「社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする者」への支援を推進していくことが示されています。

「就職氷河期世代支援に関する行動計画2020」では、都道府県及び市町村において、労働、福祉、経済等の各分野の組織体が一体となったプラットフォームを構築して施策を進めていくこととしており、福祉行政と労働行政の連携だけでなく、経済団体やひきこもりの当事者団体・家族会など、官民の枠組みを超え、かつ当事者の意向も踏まえた多機関連携・多職種協働のネットワークを構築することが求められています。

### <令和3年度の取組について>

令和2年10月に社会・援護局地域福祉課長通知において、市区町村におけるひきこもり支援体制の構築の基礎となる、①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営について、原則、令和3年度末までにこれら全てに取り組んでいただくようお願いする旨の通知が出されています。これらの取組については、依然として取組が低調な自治体がみられるところであるため、今般、改めて強くお願いされたところです。

## 【市区町村において取り組むこと】

### ①ひきこもり相談窓口の明確化・周知

- ・市区町村においてひきこもりに関する相談を受け付ける相談窓口（事業を委託している場合は委託先を含む。）を明確にする。
- ・広報紙、リーフレット等により、相談窓口の名称・場所・連絡先等を全世帯に周知する。

### ②支援対象者の実態やニーズの把握

- ・支援体制や支援内容を検討する際の基礎となる、支援対象者の概数や支援ニーズ等、地域のひきこもりに関する実態を把握する。

### ③市町村プラットフォームの設置・運営

- ・関係機関の担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有を図ることのできる関係性を築く。

## 【都道府県において取り組むこと】

- ・管内市区町村におけるひきこもり支援の取組状況を適時把握する。
- ・管内市区町村に対する合同説明会の開催など、取組の意義に関する理解促進を図る。
- ・管内市町村の取組を、他の管内市区町村に共有する。
- ・管内市区町村からの求めに応じて、管内市区町村における庁内及び関係者との調整への支援を行う。
- ・広域実施を検討する管内市区町村における、市区町村間の調整への支援や、都道府県と市区町村との合同による取組を検討する。

## <令和3年度山梨県の主な取り組みについて>

令和2年度第三次補正予算の「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」を活用し、「都道府県による市町村プラットフォーム設置・運営の支援」に取り組めます。

### ○都道府県による市町村プラットフォーム設置・運営の支援

都道府県による管内市区町村に対する市町村プラットフォームの設置・運営についての出張相談や研修会等の開催を実施することにより、市町村プラットフォーム設置のノウハウや他市町村の取組事例の横展開を図り、官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む市町村プラットフォームの設置及びプラットフォームを通じた支援を促進することとしております。年度が明けましたら改めて、情報を発信いたします。

### ○「市町村におけるひきこもり支援の手引き」の普及

県では、令和3年3月に「市町村におけるひきこもり支援の手引き」を作成、配布したところです。今後も、研修会等の機会を通じて、手引きに関する情報発信を行いますので、各市町村におかれましては、関係者間で共有していただき、ひきこもり支援への積極的な活用をお願いいたします。

## 第2 ひきこもり支援の推進について

### (1) 現状・課題

- ひきこもり支援は「就職氷河期世代支援プログラム」(令和元年6月21日閣議決定。以下、「支援プログラム」)にも位置づけられており、また、令和3年度は「就職氷河期世代支援に関する行動計画2020」(令和2年12月25日)に基づく集中取組期間の2年目となる。
- 支援プログラムでは、「各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な支援が届く体制を構築することを目指す」とされている。

### (2) 令和3年度の取組

- 令和2年度第三次補正予算で新設した「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」において、新たに、
  - ・ ひきこもり当事者(ピアサポーター)等によるSNS・電話等による支援の充実(都道府県、市区町村事業)
  - ・ 都道府県による市町村プラットフォーム設置・運営の支援(都道府県事業)に取り組む自治体に対する補助を実施する。
- 令和3年度予算案において、引き続き、自立相談支援機関へのアウトリーチ支援員の配置や、中高年のひきこもり状態にある者をはじめとした当事者個々が参加しやすい居場所づくり等の多様な社会参加の場の確保等の取組について、自治体への補助を実施し、ひきこもり支援を推進する。
- 国において、気運醸成と情報のアウトリーチとして、ひきこもり支援に関する普及啓発と情報発信(国事業)を実施する。

### (3) 依頼・連絡事項

- ひきこもり支援体制の構築にあたり、原則、令和3年度末までに、全ての市区町村において以下①～③の全てに取り組んでいただくようお願いする。
  - ① ひきこもり状態にある方等が支援につながるためのひきこもり相談窓口の明確化・周知
  - ② 地域における支援内容・体制の検討や、関係者間での支援の目標共有に向けた支援対象者の実態やニーズの把握
  - ③ 関係機関の連携・協働による支援や支援の気運醸成のための市町村プラットフォームの設置・運営
- 各自治体におけるひきこもり支援の推進にあたっては、令和2年度第三次補正予算に盛り込んだ新たな事業、及び、ひきこもり支援推進事業などの積極的な実施をお願いする。
- ひきこもり支援に関する状況について、本年3月下旬を目処に、令和2年度実績のフォローアップ調査を依頼する予定であるため、あらかじめ協力をお願いする。
  - ※ 調査の内容は、昨年8月と同様、各自治体におけるひきこもり支援に関する状況、支援対象者の実態・ニーズ把握の状況、ひきこもり相談窓口の明確化・周知の状況、市町村プラットフォームの設置状況等を予定。

# ひきこもり支援施策の全体像

## 市町村域

### 生活困窮者自立支援制度（福祉事務所設置自治体）

#### 自立相談支援事業

- 相談者の相談内容に応じて、継続的な支援（プラン作成）を行うとともに、適切な関係機関へつなぐ。
- 相談内容ごとに適切な判断をする「司令塔」として、多くの関係機関との連携を図っておくことが重要。
- アウトリーチ支援員の配置

つなぎ

#### 就労準備支援事業

- 就労準備支援プログラムの作成
- 日常生活自立・社会生活自立・就労自立における支援
- 就労準備支援担当者によるひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等を実施。
- 就労準備支援等の実施体制の整備促進
- 就労支援の機能強化

### ひきこもりに特化した事業

#### ひきこもりサポート事業

- ひきこもりの状態にある本人、家族からの相談を受けて、訪問による支援や専門機関への紹介等を行う。
- ひきこもりの居場所づくり、ひきこもり施策情報の発信を行う。
- 中高年をはじめ当事者個々が参加しやすい居場所づくり、就労に限らない多様な社会参加、家族に対する相談や講習会等の開催
- 調査研究や広報の実施

#### ★ひきこもり当事者（ピアサポーター）等によるSNS・電話等による支援

★SNSや電話等によるオンラインでの居場所の実施やカウンセリング相談など、リモートでのひきこもり当事者・経験者等による支援を行う。

【令和2年度第三次補正予算】



## 都道府県（指定都市）域

### ひきこもり地域支援センター

ひきこもり支援コーディネーター  
多職種チーム

#### ひきこもり地域支援センター

- ひきこもりに特化した相談窓口
- ひきこもり支援コーディネーターが、関係機関と連携して訪問支援を行うことにより早期に適切な機関につなぐ
- 市町村単位のひきこもり支援関係機関の取組支援
- 法律、医療、心理、就労等の多職種から構成されるチームの設置

#### ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業

- ひきこもりの経験者（ピアサポーター）を含む「ひきこもりサポーター」を養成し、訪問による支援等を行う。
- 市町村等のひきこもり支援を担当する職員の養成研修

## 国

#### ★普及啓発と情報発信

★ひきこもり支援に関する情報発信を行い、ひきこもりへの理解促進を図り、当事者が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進

# ひきこもり支援施策の推進について(令和2年10月27日地域福祉課長通知)

就職氷河期世代支援を推進するに当たり、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への自治体における支援体制の構築に向けて、市区町村及び都道府県において取り組むべき事項を示したもの。

(取組の基本的な考え方)

市区町村におけるひきこもり支援体制の構築に当たっては、以下の①～③の取組が基礎

- ① ひきこもり状態にある方等が支援につながるためのひきこもり相談窓口の明確化・周知
- ② 地域の支援内容・体制の検討や、関係者間での支援の目標共有に向けた支援対象者の実態やニーズの把握
- ③ 関係機関による支援や支援の気運醸成のための市町村プラットフォームの設置・運営

…支援体制構築のための取組(★)

## I 市区町村において取り組むこと

- 原則、**令和3年度末までに、上記①～③(★)の全ての取組を実施すること**
- その取組の前提として以下を実施
  - ・ひきこもり支援の企画立案等の中心的役割を担う部局の設定
  - ・関係部局間の連携による包括的な支援体制の構築 [支援対象者の状況に応じて適切な関係部局が連携・協働して支援を実施]
  - ・近隣の市区町村と合同で支援体制を構築する等、地域の実情に応じた支援体制づくりの検討

## II 都道府県において取り組むこと

- **管内市区町村における①～③(★)の取組状況を把握**し、以下の取組や支援を実施すること
  - ・管内市区町村における
    - ・ひきこもり支援の取組状況の把握 [市区町村における令和3年度末までの取組実施に向けた計画的な支援や都道府県の労働部局・都道府県労働局等との連携]
    - ・それぞれの取組の意義に関する理解促進 [市区町村に向けた合同説明会や個別説明等の実施]
    - ・取組の横展開
    - ・庁内及び関係者との調整への支援
  - ・自治体規模等の事情により単独での取組が困難な市区町村に対して、複数市区町村での広域実施や都道府県との合同実施の調整

### ①ひきこもり相談窓口の明確化・周知

- 相談者の年齢・性別・障害の有無等を問わず相談可能な体制を構築
- 自立相談支援機関未設置の町村においては、町村内の部局や都道府県設置の自立相談支援機関等を相談窓口とすることを検討
- 広報紙・リーフレット等により、相談窓口の名称・場所・連絡先等を、全世帯に周知するよう努める

### ②支援対象者の実態やニーズの把握

- 支援対象者の概数やニーズ等の支援体制や内容を検討する際の基礎となる実態の把握
- 実態把握の方法は、他の調査との一体的な実施や、都道府県と市区町村の合同実施等、地域の実情に応じた方法とする

### ③市町村プラットフォームの設置・運営

- 会議体を開催する必要は無く、関係者間相互の連絡体制を築くことでも足りる
- 既存の会議体の活用や都道府県による共同設置など柔軟な形態も可能
- 都道府県PFとの円滑な連携のため、市町村PFを運営する事務局を設置



## 【要旨】

- 令和2年6月に成立した改正社会福祉法に基づき、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設される(令和3年4月施行)。
- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村において、支援体制を構築するためには、新たな事業に従事する人材が行う支援の質を上げていくことが重要である。このため、新たな事業の従事者、市町村職員等を対象にした人材養成に必要な取組を行う。

### 事業内容

(全国研修)

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村の多機関協働事業、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の従事者を対象に、各事業に従事するために必要な専門性を習得するための研修を実施する。
- また、重層的支援体制整備事業を実施する市町村の職員及び当該市町村が所在する都道府県の職員を対象に、重層的支援体制整備事業により包括的な支援体制を構築するために必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施する。

(ブロック別研修)

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村の包括的相談支援事業、地域づくり事業等の従事者を対象に、地域共生社会の理念や新事業の実施にあたっての基本的な考え方等を習得するための研修を実施する。
- また、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施する市町村の職員等を対象に、重層的支援体制整備事業への移行に必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施する。

### 実施主体

国

### 補助率

—(委託費)

※国事業(委託費)

## 2 ひきこもり支援関連

# ひきこもり相談窓口の明確化及び周知状況について

※ 令和2年5月時点  
調査対象 1,741市区町村

## (1) ひきこもり相談窓口の明確化※1の状況

相談窓口を明確化している自治体は、  
1,741自治体のうち974自治体(55.9%)

(自治体数)

	指定都市	中核市	市・区	町・村	合計
明確化している自治体数	20 / 20 (100.0%)	47 / 60 (78.3%)	448 / 735 (61.0%)	459 / 926 (49.6%)	974 / 1,741 (55.9%)

※1 ひきこもり相談窓口の明確化とは、ひきこもりの状態にある方や家族に利用可能な相談窓口を明示できるように設定していること

## (4) 窓口の周知方法(複数回答)

①行政機関が発行する広報紙にリーフレット等を折り込み	63
②行政機関が発行する広報紙に窓口情報を掲載	453
③民間が発行するコミュニティ紙にリーフレット等を折り込み	10
④自治会の回覧板にて回覧・配布	44
⑤訪問してリーフレット等を配布	48
⑥郵送してリーフレット等を配布	17
⑦窓口及び関係機関でのリーフレット等の設置・配布	376
⑧ホームページで周知	384
⑨その他※2	154

※2 その他の例・・・  
民生委員等が配布、小・中・高校から配布、住民あてメールで案内、研修会・講演会等で配布等

## (2) 相談窓口の周知状況

そのうち、相談窓口を周知している自治体は676自治体(69.4%)

(自治体数)

	指定都市	中核市	市・区	町・村	合計
うち、周知している自治体数	20 / 20 (100.0%)	41 / 47 (87.2%)	373 / 448 (83.3%)	242 / 459 (52.7%)	676 / 974 (69.4%)
(参考)自治体数に占める割合	(100.0%)	(68.3%)	(50.7%)	(26.1%)	(38.8%)

## (3) 周知の時期(予定)

周知をしていない298自治体のうち、  
62自治体が令和2年度中に、14自治体が令和3年度に周知を予定

周知済	令和2年度中に周知を予定	令和3年度に周知を予定	令和4年度以降/周知の予定なし	合計
676	62	14	222	974

## 自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果

※ 調査時点 令和2年5月  
調査対象 47都道府県  
1,741市区町村

### ■実施自治体数 ※ ( ) は各区分毎の自治体数に占める割合

区分	都道府県	市区町村			合計	
		指定都市	一般市・区	町村		
自治体数	26 / 47 (55.3%)	371 / 1,741 (21.3%)	10 / 20 (50.0%)	188 / 795 (23.6%)	173 / 926 (18.7%)	397 / 1,788 (22.2%)

### ■調査方法 ※ ( ) は、調査実施自治体数(n=397)に占める割合

調査方法	民生委員・児童委員 (アンケート・聞き取り)	保健師・NPO・事業者 (アンケート・聞き取り)	標本調査 (無作為抽出によるアンケート)	全戸調査 (アンケート)	その他 (当事者からの聞き取り、住民からの連絡など)
自治体数	295 (74.3%)	87 (21.9%)	40 (10.1%)	8 (2.0%)	17 (4.3%)

### ■調査実施397自治体のうち、95自治体が調査結果を公表

#### 【留意点】

- 一部の自治体では複数の方法により調査を実施している。
- 調査対象者の定義や年齢層は、自治体によって差異がある。

※ 令和2年5月厚生労働省調べ。

※ 各自治体が概ね過去10年間に実施した調査の状況について、厚生労働省がとりまとめたもの。

## 市町村プラットフォームの設置・運営

### 【市町村プラットフォーム】

- 就職氷河期世代支援の取組の中で、社会全体で取り組む気運を醸成し、支援の実効性を高めるための官民協働スキームとして、関係者で構成するプラットフォームを形成・活用
- 「市町村プラットフォーム」は、就職氷河期世代支援の支援対象者のうち、特に社会参加に向けた支援を必要とする方への支援に対応
- 自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等が連携し、地域資源・ニーズの把握や、適切な支援へつなぐ等の取組を推進

### 先行事例 ～愛知県における市町村プラットフォームの構築～

#### 《県が実施した取組》

- ・市へ県の担当者が出向き、プラットフォーム設置に係る事業説明を実施（令和元年9月）。
- ・全市、県機関（県福祉相談センター、保健所）を対象とした合同説明会を開催（令和元年9月）。
- ・上記後、既存の会議体（生活困窮者自立支援事業における支援調整会議等）の活用を推奨したうえで、管内市町村に向けた市町村プラットフォームの設置予定時期等に関する意向調査を実施（令和元年9月、11月）。



#### 《市町村PFの設置状況》

- ・令和元年度中に県内全域（全54市町村）で設置が完了。
- ・うち町村域は県福祉相談センターが事務局となり圏域単位での設置。

#### 設置自治体 | 豊川市

- 既存の会議体を活用（支援調整会議）
- 事務局：生活困窮者自立支援制度担当課
- 構成団体：  
自立相談支援機関、就労準備支援機関、  
地域若者サポートステーション、ハローワーク、  
ひきこもり家族会、障害者就業・生活支援センター、  
社会福祉協議会、保健所

#### 設置自治体 | 愛知県

- 既存の会議体を活用（支援調整会議）
- 事務局：海部福祉相談センター（県機関、町村域を所管）
- 構成団体：  
大治町、蟹江町、飛島村、県自立相談支援機関、  
地域若者サポートステーション、ハローワーク、  
経済団体、障害者就業・生活支援センター、  
社会福祉協議会（2町1村）、民生委員・児童委員、保健所

## 就職氷河期世代支援

### I

#### 課題

- いわゆる就職氷河期世代は、概ね1993年～2004年に学校卒業期を迎えた世代（2020年4月現在、**大卒で概ね38～49歳、高卒で概ね34歳～45歳**）であり、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代。
- これまで不安定な就労を繰り返しており、概して**能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていない**。  
（原因）学卒時に不安定就労・無業に移行したことや、就職できても本来の希望業種・企業以外での就職を余儀なくされたことによる早期離転職等
- また、加齢（特に35歳以降）に伴い企業側の人事・採用慣行等により、**安定した職業に転職する機会が制約されやすい**。
- 不安定な就労状態にあるため、**収入が低く、将来にわたる生活基盤等が脆弱**。

### II

#### これまでの経緯

- 平成31年3月27日及び4月10日、経済財政諮問会議において、安倍総理から「就職氷河期世代への対応が重要であり、活躍の場を更に広げるための3年間の集中プログラム」を取りまとめるよう指示。
- 令和元年5月29日、「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」をとりまとめ。
- 令和元年6月21日に決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」における「就職氷河期世代支援プログラム」に上記プランの内容が盛り込まれるとともに、政府全体の目標として、「3年間の取組により、これらの者に対し、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、**同世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指す**」こととされた。
- 令和元年7月31日、内閣官房が「就職氷河期世代支援推進室」を設置し、11月26日には、「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム（議長：全世代型社会保障改革担当大臣、副議長：厚労大臣、構成員：関係大臣、支援団体、労使、地方の代表団体、有識者など）」を開催。 ※令和2年6月29日に第2回を開催。
- 令和元年12月23日、就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議において、「就職氷河期世代支援プログラム」に盛り込まれた各施策を具体化した「**就職氷河期世代支援に関する行動計画2019**」をとりまとめ。令和2年12月25日には、同会議において、「**就職氷河期世代支援に関する行動計画2020**」をとりまとめ。

### Ⅲ 主な支援対象

- ◆ 不安定な就労状態にある方（不本意ながら非正規雇用で働く方）（約50万人程度）
- ◆ 長期にわたり無業の状態にある方（約40万人程度）
- ◆ 社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方など）（推計は困難）

### Ⅳ 主な取組

#### ➢ 地域ごとのプラットフォームの形成・活用

→ 都道府県レベルのプラットフォーム（経済団体、労働局等）により各界一体となった取組を推進

→ **市町村レベルのプラットフォーム（自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等）により、地域資源、ニーズの把握、適切な支援へつなぐ等の取組を推進**

➢ 就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報

➢ 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業を以下のとおり展開

#### ◆ 不安定な就労状態にある方

- 民間事業者のノウハウを活かした正社員就職につなげる成果連動型事業
- ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施
- 短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得支援を「出口一体型」で実施
- 短期資格等習得コースにおいて、働きながらでも受講しやすい土日、夜間等の訓練を提供
- トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の拡充等

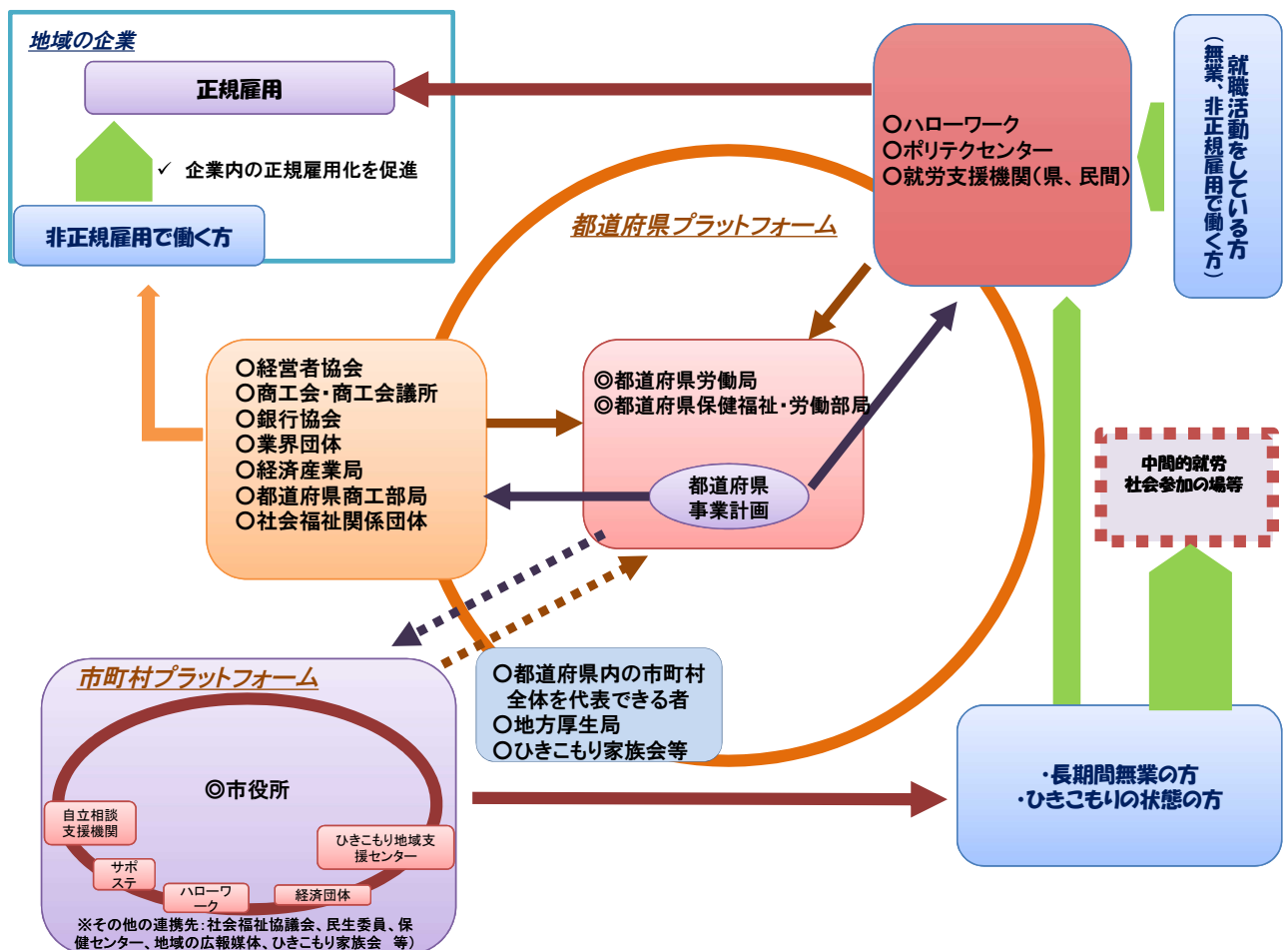
#### ◆ 長期にわたり無業の状態にある方

- 地域若者サポートステーション（サポステ）において、支援対象を49歳にまで拡大し、相談体制を整備
- サポステから生活困窮者自立支援窓口や福祉事務所等の福祉機関等へのアウトリーチ型支援（出張支援）の実施

#### ◆ 社会参加に向けた支援を必要とする方

- ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加え、社会とのつながりを回復できた事例の周知
- 生活困窮者自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置するほか、生活困窮者の受入理解のある企業の開拓等
- 中高年のひきこもり状態にある者への就労に限らない多様な社会参加の場の確保等
- 8050問題等の複合的な課題を抱える世帯への他機関協働による支援体制の拡充

### 都道府県・市町村プラットフォームによる支援のイメージ図



# 厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン(令和元年5月29日厚生労働省)に係る 令和3年度予算案及び令和2年度第三次補正予算 ※社会参加実現に向けたプログラム関係

- 支援プランでは、きめ細やかな事業展開として、①不安定な就労状態にある方、②長期にわたり無業状態にある方、③社会参加に向けた支援を必要とする方等への支援プログラムの展開を図ることとしている。
- このうち、社会参加実現に向けたプログラムに関して、令和3年度予算案及び令和2年度第三次補正予算において、以下の事業に必要な経費を計上している。

## 情報のアウトリーチの推進

### 1 ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信の実施 (新規) 令和3年度予算案：1.5億円

地域社会に対してひきこもり支援に関する普及啓発を行い、ひきこもりへの理解促進を図るとともに、支援に関する情報発信を行い、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。

## より身近な場所での相談支援の実施

### 1 アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化 令和3年度予算案：31.7億円

自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援等を実施。

### 2 ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化 令和3年度予算案：11.5億円

ひきこもり地域支援センターに、医療、法律、心理、福祉、就労等の多職種から構成されるチームを設置し、自立相談支援機関に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携して、当事者への直接支援を行う。

### 3 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修 令和3年度予算案：1.2億円

自立相談支援機関の支援員向けにひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に関する研修等を実施し、より質の高い支援ができる人材の養成を行う。  
※全国で同一水準の研修を受けられる機会を確保するため、映像教材やe-learning教材を作成。

## 社会参加の場の充実等

### 1 就労準備支援事業等の実施体制の整備促進 令和3年度予算案：5.8億円

市同士の連携や都道府県の関与による広域実施の取組例を参考としたモデル実施を通して、就労準備支援等の実施体制の整備促進を行う。

### 2 就労支援機能強化事業 (一部新規) 令和3年度予算案：6.5億円、令和2年度第三次補正予算：140億円の内数

就労に向けた一定の準備が必要な方等の状態像に合わせ、都道府県による広域での就労体験・就労訓練先の丁寧な開拓・マッチング等を推進する(実施主体について、指定都市や中核市等を追加)。

また、農業分野等と福祉分野との連携を推進し、各都道府県単位で農業体験等の利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所でもデル的に実施する。このほか、技能修得に向けた訓練期間中の生計を維持するための貸付を行う。

### 3 地域におけるひきこもり支援の充実

#### 中高年の者をはじめ当事者個々に適した支援の充実 令和3年度予算案：11.5億円※再掲

中高年のひきこもり状態にある者をはじめとした当事者個々に適した支援の充実のため、当事者個々が参加しやすい居場所づくりや家族に対する相談・講習会の開催等を実施。

#### ひきこもり当事者(ピアサポーター)等によるSNS・電話等による支援の充実 (新規) 令和2年度第三次補正予算：140億円の内数

SNSや電話等によるカウンセリング相談やオンラインでの居場所の実施などリモートでのひきこもり当事者等による相談支援等を充実する。

## 社会参加等に向けた支援のための市町村プラットフォーム設置・運営の促進

### ○都道府県による市町村プラットフォーム設置・運営の支援 (新規) 令和2年度第三次補正予算：140億円の内数

官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む「市町村プラットフォーム」の設置・運営を促進するため、都道府県による出張相談や研修会の開催等を実施する。

## 地域共生社会の実現に向けた取組

### ○重層的支援体制整備事業等の実施 (新規)

属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業等を実施する。

## 情報のアウトリーチの推進

令和3年度予算案：1.5億円 (一)

- ◇ 厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プランでは、「情報のアウトリーチ」として支援が必要な方の手元に必要な情報が届くよう、施策や相談窓口の周知・広報を地域レベルで推進し、そのための環境整備として広報素材の提供や自治体の好事例の展開を行うこととしており、令和2年度は、ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた事例について、ひきこもり状態にある者やその家族への周知を行っている。
- ◇ 令和3年度は、国から地域社会に対してひきこもり支援に関する普及啓発や情報発信を行い、ひきこもりへの理解促進を図るとともに、ひきこもり当事者が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。(新規)

実施主体：国

## アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

令和3年度予算案：31.7億円 (31.7億円)

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
  - ・ **【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化(アウトリーチ等の充実)**
  - ・ **【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等**

実施主体：市等  
補助率：10/10

### 自立相談支援の機能強化の概要

◆ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につながることや、支援につながった後の集中的な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。

◆ 事業内容 自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援の仕組みを新たに創設する。

#### ア) アウトリーチの充実

- 自立相談支援機関において、アウトリーチ支援員を配置。
- アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。
- 具体的には、アウトリーチの充実として、
  - ① 家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保
  - ② つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施

#### イ) 相談へのアクセスの向上

- アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等、相談へのアクセスを向上する。

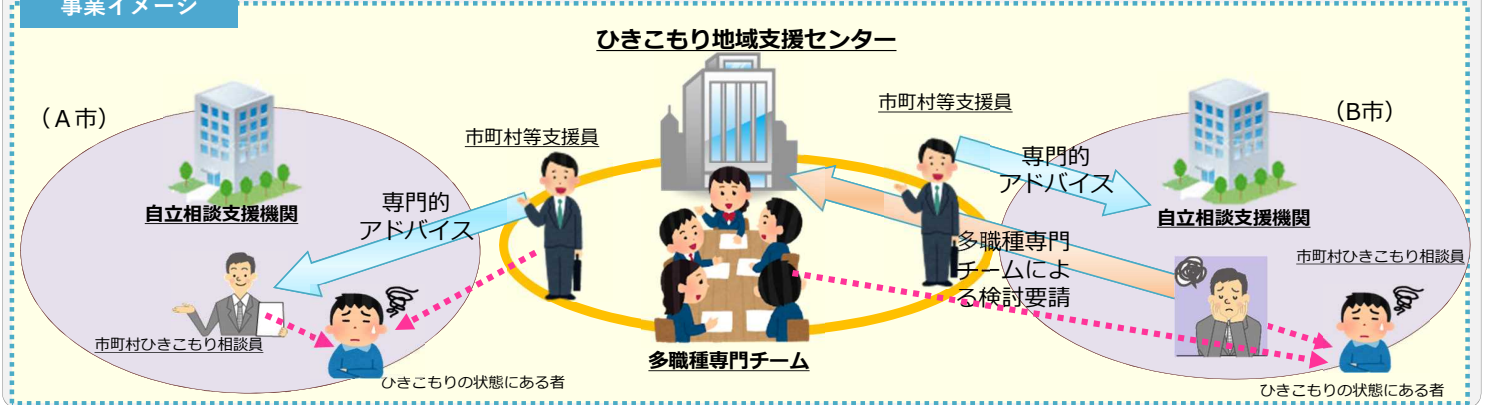
## ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

令和3年度予算案：11.5億円（11.5億円）

- ◇ ひきこもりに関する相談窓口としては、都道府県、指定都市に設置されているひきこもり地域支援センター（県域）及び福祉事務所設置自治体の自立相談支援機関（市町村域）がある。
- ◇ しかし、ひきこもりに関する相談に対応する人材やノウハウが不足していると考える市町村は多く、身近な市町村域でのひきこもり支援を充実させるためには、このような市町村への支援が不可欠である。
- ◇ このため、現在、ひきこもり相談に関するノウハウを有するひきこもり地域支援センターの機能強化及び体制強化を図り、市町村の自立相談支援機関等の取組に対し、専門的観点から助言等を行う機能を強化する必要がある。
- ◇ 具体的には、より専門性の高い相談支援体制を構築するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成されるチームのひきこもり地域支援センターへの設置を促進することにより、自立相談支援機関に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携して、当事者への直接支援を行う。

実施主体：都道府県・指定都市  
補助率：1/2

### 事業イメージ



## ひきこもり支援に携わる人材の養成研修等

令和3年度予算案：1.2億円（1.2億円）

- ◇ ひきこもり状態にある者への相談支援については、ひきこもり地域支援センターと生活困窮者自立相談支援機関等により行うこととしているが、生活困窮者自立相談支援機関の職員等がひきこもりに関する専門知識への理解を深め、専門性を高めるとともに、センターとの円滑な連携を図っていく必要がある。
  - ◇ このため、生活困窮者自立支援制度人材養成研修においてテーマ別研修を設定し、8050問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修等を実施する。
- ※全国で同一水準の研修を受けられる機会を確保するため、映像教材やe-learning教材を作成。

実施主体：国

## 就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

令和3年度予算案：5.8億円（5.8億円）

- ◇ 生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより市内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。
- ◇ 一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増している。
- ◇ こうした中、**市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組をモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進する。**

実施主体：市等  
補助率：定額

### 事業の概要等

#### 実施形態

- 市同士の連携による広域実施（取組例：加西市等）
- 都道府県が関与した広域実施（取組例：熊本県、大阪府等）

#### モデル箇所数

- 30箇所程度

#### 事業内容

- ア 自治体を越えた連携自治体内における広域支援の実施（広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等）
- イ 委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓
- ウ 広域実施の主体自治体における、広域参加自治体の住民を対象とした支援

[参考] 任意事業を実施しない理由（平成30年度実施状況調査）

事業名	利用ニーズが不明	利用ニーズはあるものの少ないため事業化しにくい	利用ニーズはあるものの自立相談支援事業で対応可能	ニーズがあり事業化したいが予算面で困難	その他
就労準備支援事業 (n=467)	34.3%	33.6%	16.5%	7.7%	7.9%
一時生活支援事業 (n=625)	54.9%	25.4%	6.4%	4.6%	8.6%
家計相談支援事業 (n=499)	21.0%	19.2%	39.3%	13.0%	7.4%
子どもの学習支援事業 (n=366)	48.4%	18.6%	1.1%	4.9%	27.0%

[備考]

本事業は、単に事業の実施率を高めるだけでなく、就労準備におけるメニューの充実や、自治体間での情報共有等の相乗効果といった、支援内容の充実も効果として見込まれる。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

## 就労支援の機能強化①(都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング)

令和3年度予算案：3.3億円(3.3億円)

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
  - ・【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化(アウトリーチ等の充実)
  - ・【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等

実施主体：都道府県  
補助率：定額

### 事業の概要等

- ◆ 就労支援の充実のためには、就労体験や訓練を受け入れる企業の協力が不可欠であるが、自治体によっては支援員の余力がなく企業開拓まで積極的に取り組めていない実態がある。
- ◆ また、生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業については、市町村の枠を超えて情報共有を図り、より多くの利用者受入につなげることが支援の質の向上に資することから、広域での情報共有やマッチングを行うことが有効と考えられる。

### 事業内容

- 地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業等を中心に企業を訪問。特に就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者(ひきこもりなど)や不安定就労を繰り返している者が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案。
- 開拓した就労体験・就労訓練先の情報を県内自立相談支援窓口へ共有。窓口担当者向けに見学会を実施するとともに、利用を提案。併せて新たな就労体験等のニーズを把握。
- 円滑な利用が図られるよう就労体験先等の初回利用の際に同行。企業側との調整を実施。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

令和2年度第3次補正予算：140億円の内数(一)

- ◇ 新型コロナウイルス感染症の影響により自立相談支援機関や福祉事務所への相談増加が著しい状況を踏まえ、指定都市、中核市等において、社会福祉法人、社会貢献に尽力している企業及び人手不足が深刻で社会的必要性が高い運送業、宅配、食品スーパー等を中心に就労体験・就労訓練先等を積極的に開拓。(新規)

実施主体：指定都市、中核市等  
補助率：3/4

## 就労支援の機能強化②(農業分野等との連携強化モデル事業の実施)

令和3年度予算案：1.0億円(1.0億円)

- ◆ 生活困窮者の就労支援において、農業体験等に参加することが、生活リズムを整えることやコミュニケーション能力の向上に有用であり、就労準備支援事業などで各自治体において取り組んでいるところであるが、体験先は各自治体で協力先を確保しているのが現状。
- ◆ 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所モデル的に実施する。

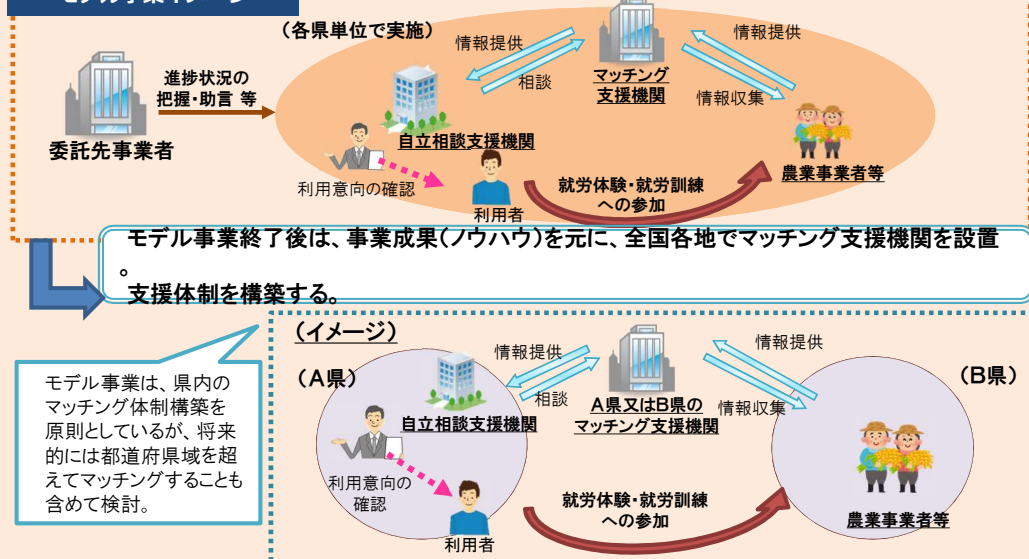
実施主体：国

### 事業内容

- ・委託事業者の調整のもとに、全国複数箇所(5ヶ所程度)に、県内の農業事業者等の求人・訓練受入希望の情報を把握し、自立相談支援機関へ情報提供するためのマッチング支援機関を設置。
- ・委託事業者は、各地のマッチング支援機関の取組の進捗を把握し、円滑な事業実施のための助言、報告書作成等を行う。

※事業実施に最適な団体等への委託を想定。

### モデル事業イメージ



## 技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進

令和3年度予算案：2.2億円(2.2億円)

- ◆ 就職氷河期世代支援として、技能修得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費の貸付を行う。

## 地域におけるひきこもり支援の充実①

### 中高年の者をはじめ当事者個々に適した支援の充実

令和3年度予算案：11.5億円（11.5億円）【再掲】

- ◇ ひきこもり支援においては、中高年も含め、ひきこもり状態にある者の年齢にかかわらず支援を行ってきており、中高年のひきこもりの状態にある者をはじめとした当事者個々のニーズに応じた、きめ細かな支援が必要である。
- ◇ 例えば、ひきこもり状態にある者の中には、就労が困難である者も一定程度存在するものと考えられ、就労に限らない多様な社会参加の場を確保する必要がある。  
また、ひきこもり状態にある者の最も身近な支援者はその家族であるが、本人との接し方についてのアドバイスを必要とする者もあり、ひきこもり状態にある者の家族への支援も必要とされている。
- ◇ このため、市町村等で実施するひきこもりサポート事業において、当事者個々に適した支援の充実を図るため、市町村において、中高年のひきこもり状態にある者をはじめとした当事者個々に適した居場所やボランティア活動の機会の提供を進めることにより、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会を創造する。また、家族に対しても、ひきこもり状態にある者と良好な関係を構築できるよう相談会や講習会等の実施を促進する。

- (例)
- ・年齢や性別、ひきこもり状態にある期間等に配慮した居場所づくり
  - ・ボランティア活動等の多様な社会参加の場の確保
  - ・家族に対する、当事者である子との接し方や親子間の関係を良好なものとしていくためのノウハウを得られる場の提供や、親なき後も安心して暮らせるようなライフプラン作成のための講習
- ※ ひきこもり状態にある方にとって、「居場所」への参加は、社会参加への第一歩であり、特に重要なもの。このため、ひきこもりサポート事業を行う場合には、「居場所づくり」を必ず実施するものとする。

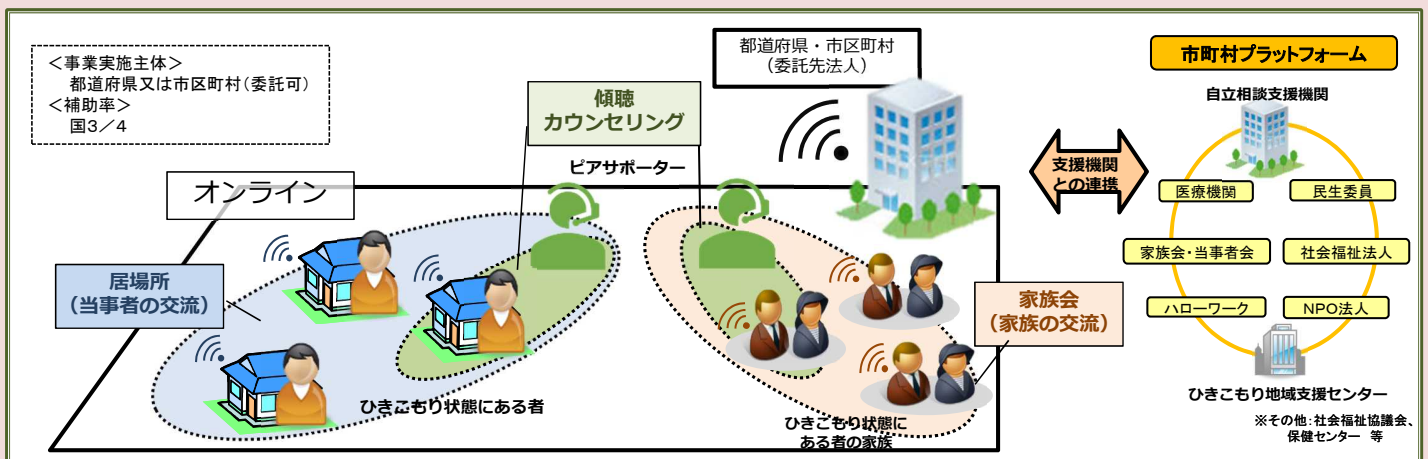
実施主体：都道府県、市町村  
補助率：1/2

## 地域におけるひきこもり支援の充実②

### ひきこもり当事者（ピアサポーター）等によるSNS・電話等による支援の充実（新規）

令和2年度第3次補正予算：140億円の内数（一）

- ◇ 新型コロナウイルス禍においては、感染拡大防止に配慮した居場所等の実施や相談支援が求められている。  
また、ひきこもり当事者にとって、当事者・経験者との会話は安心できるものであり、加えて、SNS等を用いたオンラインによる相談は、対面での相談に比べて相談に対する心理的ハードルが低い。
- ◇ このため、SNSや電話等によるオンラインでの居場所の実施やカウンセリング相談など、リモートでのひきこもり当事者・経験者等による支援を充実し、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りながら、支援機関への相談に抵抗感を抱くひきこもり状態にある者が相談しやすい環境を整え、必要な支援へ繋ぐ。



実施主体：都道府県、市町村  
補助率：3/4



- ◇ 官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む「市町村プラットフォーム」の設置・運営を促進するため、都道府県による出張相談や研修会の開催等を実施する。

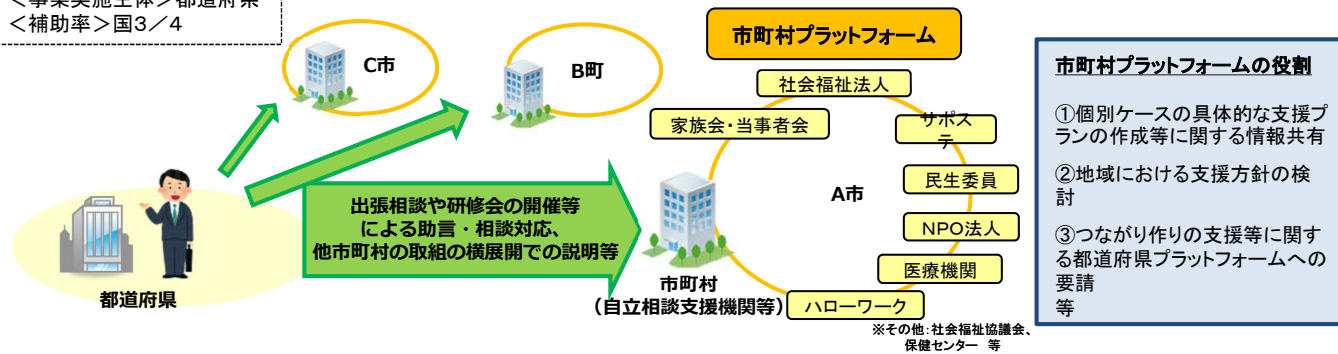
実施主体：都道府県  
補助率：国3/4

事業の概要

- 都道府県による管内市区町村に対する「市町村プラットフォーム」の設置・運営についての出張相談や研修会等の実施により、市町村プラットフォーム設置のノウハウや他市町村の取組事例の横展開を図り、市町村プラットフォームの設置およびプラットフォームを通じた支援を促進する。

事業のイメージ

<事業実施主体>都道府県  
<補助率>国3/4



地域共生社会の実現に向けた取組について

重層的支援体制整備事業の実施

- ◇ 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、**属性を問わない相談支援、多な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業（令和2年6月に成立した改正社会福祉法において創設）**を実施する。

(重層的支援体制整備事業の事業内容)

1. 包括的相談支援事業

市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の各法に基づく相談支援事業（※）を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。相談受付・アセスメントの結果、複雑・複合的な課題を抱えていることから各関係機関において連携して対応する必要がある場合は、多機関協働事業につなぐ等の必要な支援を行う。

(※) 各法に基づく相談支援事業

- ・介護分野（地域包括支援センターの運営）、障害分野（障害者相談支援事業）、子ども・子育て分野（利用者支援事業）、生活困窮分野（自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

2. 地域づくり支援事業

市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の各法等に基づく地域づくり支援事業（※）を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点の開設等を行う。

(※) 各法等に基づく地域づくり支援事業

- ・介護分野（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）、障害分野（地域活動支援センター事業）子ども・子育て分野（地域子育て支援拠点事業）生活困窮分野（地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業）

3. 多機関協働事業等実施事業

相談支援機関等の役割分担等を図る多機関協働、支援が届いていない人に支援を届ける等の取組を行うアウトリーチ等による継続的支援、社会とのつながりをつくるための支援等を行う参加支援に取り組む。

重層的支援体制の整備に向けた支援等

- ◇ 市町村の重層的支援体制の整備を促進するため、「**重層的支援体制整備事業への移行準備事業**」、「**都道府県による市町村への後方支援**」等の支援を行う。

### 3 自殺対策の推進について

#### <地域自殺対策計画の着実な推進について>

県内では全市町村で地域自殺対策計画が策定されているところですが、地域自殺対策計画に基づく対策が効果を上げるためには、関連事業を担当する多様な部署に、PDCA サイクルに主体的に参画してもらう必要があります。

令和3年度についても、各市町村で実施した事業の進捗管理の結果について、地域自殺対策推進センター（県自殺防止センター）へ提出していただく予定です。

詳細については、別途自殺防止センターから連絡します。

#### <相談窓口の広報強化について>

今般の新型コロナウイルス感染症の影響などにより自殺リスクが高まっており、今後の生活に不安を感じ、生きづらさを感じている住民の方も多くいるものと思われます。

県では昨年7月から、こころの健康相談統一ダイヤルを365日24時間に拡充し、相談しやすい環境を整備したところです。また、Twitterで自殺願望を発信した顕在層に対して相談窓口へ誘導する広告を表示する取組を実施していますが、加えて、潜在層への働き掛けや幅広い認知獲得を図るため、令和3年度からはインターネットの検索サイトやニュースアプリへディスプレイ広告を掲示する取組を開始します。

市町村においても、広報誌等を活用し、相談窓口の情報を周知するなど、「一人で悩まず相談」するよう積極的な広報をお願いします。

#### <組織内外の関係部署との連携強化について>

自殺は、様々な要因が複雑に関係しており、制度間の垣根を越えたあらゆる相談窓口との横の連携が何よりも重要です。相談窓口の担当職員が他の相談窓口の情報を把握し、早期かつ確実につなげられるよう、庁内連携会議等を活用し関係を構築しておくなど、相談者の状況に応じた適切な支援につないでいただけるよう取組をお願いします。

特に、若年層においては、その自殺者数が減少に転じていないことから、児童・生徒の援助希求的態度の育成と周囲の大人がSOSを受け止める力を高めることがより一層求められています。

そこで、県としても自殺対策推進計画において数値目標として掲げているSOSの出し方教育等自殺予防に資する実践的な研修会を開催することとしています。

市町村においては、これまでに実施してきたいのちの大切さを伝える事業に加え、保健・福祉・教育等のさらなる連携により、SOSの出し方教育の推進に御理解・御協力ををお願いします。

<県の令和3年度当初予算について>

20代から50代の方は、感染症による就労環境への影響などを直接受ける世代であり、このリスクの高い世代に向けて、相談窓口の周知を強化していく必要があることから、インターネットの検索サイトやニュースアプリに、こころの健康相談統一ダイヤルなどの相談窓口を紹介するディスプレイ広告を掲載する取組を新たに始めることとしています。

また、インターネットを利用しない方々にも周知できるよう、「気づいて！こころといのちのSOSサイン」のパンフレットや、相談窓口を紹介する名刺型のカードを作成し、各種窓口で配布します。

加えて、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、2月補正予算に、女性向けのハンカチ型リーフレットを作成する事業等を計上しました。2月補正予算に計上した事業は、令和3年度事業と合わせて実施して参ります。

市町村においては、リーフレット等の配布に御理解・御協力をお願いします。

# 地域自殺対策のPDCAサイクルによる質の向上について

## 都道府県・市町村

○PDCAサイクルの徹底により、地域自殺対策を効果的に推進。

- ・地域自殺対策計画（全事業）：関係部局の参画の下、全庁一体となった進捗管理・検証。
- ・交付金事業：各事業に応じた評価指標を設定し、実施後の成果を測定。評価検証を行い、改善点を明確化し、反映。

実施計画書・報告書の記入

確認シートの送付・  
自殺対策推進状況調査  
による報告

対策実施状  
況の把握

対策の策定・  
進捗管理・評  
価検証・改善  
等への助言・  
支援

提供

## 地域自殺対策推進センター

- 都道府県・管内市町村における対策の推進を支援する「エリアマネージャー」機能を発揮。
- 全国で対策の実効を上げていくために必要な情報の収集・整理につき、自殺総合対策推進センターに協力。

自殺対策推進  
状況調査  
による報告

地域の取組に係る情報の整理・提供  
-管内自治体のPDCAの実施状況  
-優良事例の収集  
PDCAサイクルが上手く回っている事例  
自殺者数削減効果が大きいと見込める事例  
新規性・先進性が高い事例  
-地域における自殺対策の課題

地域センターの機能強化に  
向けた個別支援  
都道府県・市町村の取組支  
援に役立つツール等の提供  
-政策パッケージの見直し  
-事例集（自殺対策先進事例デー  
タベース）の更新  
-地域自殺実態プロフィールの更新等

提供

## いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）

政策評価・改善  
データベース（仮  
称）の整備・運用

- 全国レベルでの政策効果を分析・検証。
- 政策パッケージの主要政策について、実施手法・内容を標準化。
  - ・適切な評価指標とセットで、順次具体化。
  - データに基づくマクロレベルでの政策効果の評価が容易に。
  - 各自治体が全国との比較の観点から自己評価を行うことも可能に。
- 国の政策や地域の実践への活用を企図した研究を推進。

全国の  
進捗把握

# 令和3年度 自殺対策総合事業費のポイント

令和3年度当初予算額 65,869千円 + 令和2年度2月補正1,791千円  
計67,660千円 (令和2年度当初予算額: 65,621千円)



**SOSを出しやすく、またSOSに気づき、受け止めることができる社会の実現に向け、実践と啓発を両輪として推進**

いのちの  
大切さの  
啓発



SOSを  
受け止める  
相談窓口の  
周知等



相談体制の  
充実・強化

現状・課題

- ・自殺は誰もが当事者となり得る重大な問題であるが、山梨いのちの日等の認知度が低い。
- ・県民全員が当事者としての認識を持つよう、命の大切さについて啓発を拡充する必要がある。

→ 「SOSを発信しやすい社会」「県民が身近な人のSOSに気付くことができる社会」へ

現状・課題

- ・自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。
- ・自殺で亡くなった方の3割が、どこにも相談していないという調査結果\*もあり、対策を講じる必要がある。

※「自殺実態白書2013 (NPO法人ライフリンク)」

→ 「相談先が分からず相談できない」をなくし、「早期に専門分野へつなぐ」を実践

現状・課題

- ・切れ目のない相談体制を確保するため、自殺防止電話相談の24時間体制を実施していく必要がある。
- ・若年者の自殺が減少していないことから、生徒の援助希求的態度の育成を促進するため、SOSの出し方教育を普及させていく必要がある。

→ 「相談したいときに、相談できない」をなくす

幅広い周知

**新** **いのちを守る広報啓発事業 2,554千円**  
生きづらさを感じている人を相談につなげるため、相談窓口の広報を実施。

(1) **いのちを守るWeb広告事業**  
新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済情勢の変化の影響を受ける勤労者世代に相談窓口や自殺予防に関する知識を紹介するHPへ誘導する広告を検索サイトやニュースアプリに表示。

(2) **山梨いのちの日等啓発事業**  
3月1日の山梨いのちの日及び9月の自殺予防週間において、県下一斉キャンペーンとして、啓発物品を県や市町村の窓口への配置するなど、県民自殺対策に関する関心と理解を深め、自殺対策に関する活動を促す取組を集中的に実施。

(3) **啓発パンフレット作成事業**  
「気づいて！ここらといのちのSOSサイン」や心の相談窓口にて特化した情報を記載した名刺型カードを作成。

**臨** **相談窓口広報事業 809千円(2月補正)**  
感染症の影響等による自殺者数の増加に歯止めをかけるため、女性向けハンカチ型リーフレットを作成し、美容院等で配布。

危機が差し迫った人への周知

**いのちを守るSNS広告事業 800千円**  
ツイッターで自殺願望等を発信した者に対し、相談窓口へ誘導する広告を表示。

**いのちを守る検索連動型広告事業 814千円**  
インターネットで樹海と自殺関連用語を組み合わせ検索した者に対し、相談窓口へ誘導する広告を表示。

**臨** **いのちを守る検索連動型広告事業 982千円(2月補正)**  
感染症の影響等による悩みを検索した者に対し、相談窓口を案内する広告を表示。

相談体制の充実

**こころの健康相談統一ダイヤル事業 14,014千円**  
電話相談対応を365日24時間体制で実施。

人材の確保育成

**若年層対策事業 185千円**  
R2年度の高校教員を対象とした自殺予防等の調査研究の結果をもとに、SOSの出し方教育等、自殺予防に資する実践的な研修を教員向けに実施。